

研究活動・倫理研修会 [資料]

2019

平成17年4月1日

本学が、教育・研究機関として存続し、地域社会と一体となって発展を遂げていくためには、全ての教育・研究活動において、地域社会からの信頼をいただくことが、何よりも重要であります。

本学の役員及び職員は、教育・研究活動に関する法令を遵守するとともに、教育・研究倫理を徹底し、社会的良識をもって公正・公平かつ透明に業務を遂行し、地域社会からのご期待に応えるとともに、一層信頼される大学づくりに全力を尽くします。

—本学の理念—

- ・本学は、世界水準の教育研究活動により、創造的で人間性豊かな専門職業人・研究者を養成し、地域社会をリードするとともに共生社会の実現に貢献することを理念とします。

—学生諸君と共に—

- ・私たち役員及び職員は、本学の理念を实践(具現)するため、率先してリーダーシップを発揮します。私たちは学生諸君を大切に、真摯に教育・研究活動に取り組み、学生諸君のため、ひいては地域社会のため、奉仕し研鑽していくことを目指します。

—役員及び職員と共に—

- ・個々の役員及び職員の人格と個性を尊重します。
- ・安全で働きやすい職場環境を確保し、明朗にして自由闊達な教育・研究環境をつくります。

—学術研究の進展と共に—

- ・学術と学術研究は社会と共に、そして社会のためにあることを認識し、自らの研究活動は社会の信頼と負託に応える責務を有することを自覚します。
- ・自らの研究活動と社会との健全な関係を図るため、誠実・公正な研究を遂行し、他の研究者の成果を適切に判断すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で対応します。
- ・研究上の不正行為が起こらない高潔な研究環境の整備に努めます。

—地域社会と共に—

- ・積極的な情報公開により、本学に対する理解と信頼の確保に努めます。
- ・環境保全の重要性を認識し、全ての教育・研究活動において環境への影響抑制に努めます。
- ・市民社会に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。
- ・社会の一員として、地域社会の発展のために貢献します。

—関係機関及び取引先と共に—

- ・政治・行政とは、健全かつ透明な関係を維持します。また、取引先は全て透明・公正に選定し、法令遵守のもと、質的に高くかつ安全確実な取引を行います。

このガイドラインは、コンプライアンスの推進を図るため、「香川大学行動規範」に関する具体的事項を定め、もって本学に対する社会からの信頼を確保し、地域社会へ貢献することを目的とします。

「4 学術研究活動の自律的実現を図るために」

- (1) 自ら生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門的知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有します。
- (2) 科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、自らの研究姿勢を常に点検しつつ誠実に公正な研究を遂行します。
- (3) 科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を、科学的に示す最善の努力をすると共に、科学者コミュニティ、特に自らの専門領域における科学者相互の評価に積極的に参画します。
- (4) 自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努めると共に、科学技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解できるよう、常に最善の判断と姿勢を示すよう弛まず努力します。
- (5) 自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くよう努力します。
- (6) 他の研究者の成果を適切に判断すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で対応します。また、他の研究者の知的成果などの業績を正当に評価すると共に、研究者間の役割分担・責任を明確化し、名誉や知的財産権を尊重します。
- (7) 自らの研究、審査、評価、判断などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応します。
- (8) このガイドラインの趣旨に沿って誠実に行動し、研究・調査データを一定期間記録保存することや必要に応じて適切に開示を行うことなど、厳正な取扱いを徹底して、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為、二重投稿、不適切なオーサiershipなどの研究者倫理に反する行為を行わず、加担もしません。
- (9) 不正行為に対する対応について、その防止と併せ、自律・自浄作用の強化を認識・理解し、このことは研究活動を通じた人材育成・教育を行う上でも重要であることを銘記します。
- (10) 研究上の不正行為が起こらない高潔な研究環境の整備に努めます。そのために、研究の諸段階において、最大限の知的誠実さを堅持し、注意深く責任ある態度で研究を行い、不正行為が起こり得ない環境を醸成します。

本学の定める不正行為

香川大学における研究上の不正行為に関する取扱規程(平成19年4月1日)

特定不正行為

- 捏造** … 存在しないデータ、研究成果等を作成すること。
- 改ざん** … 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- 盗用** … 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

公的研究費の不正使用

- … 架空請求に係る業者への預け金、実体を伴わない旅費、給与又は謝金の請求等、虚偽の書類によって使用規則等に違反した公的研究費を使用すること。

研究者倫理に反する行為

- 二重投稿** … 他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。
- 不適切なオーサーシップ** … 論文著作者が適正に公表されないこと。

香川大学コンプライアンス・ガイドライン(平成17年4月1日)

不正行為の事例(文科省公表)

文部科学省の予算の配分又は措置により行われる研究活動において不正行為が認定された事案(一覧)

【平成30年度(8件)※盗用5件、二重投稿1件、改ざん・盗用2件】

番号	不正事案名	不正事案の研究分野	調査委員会を設置した機関名	不正行為に関与した者等(所属機関、部局等、職名)	不正行為の種類(捏造、改ざん、盗用等)	告発受理日	報告受理日
2018-01	東洋大学経営学部所属教員による研究活動上の不正行為(盗用)の認定について	経営学	東洋大学	東洋大学 経営学部 教授	盗用	平成29年9月14日	平成30年3月9日
2018-02	大分大学における研究活動上の不正行為(盗用)の認定について	教育学	大分大学	大分大学 教育学部 教授、大分県内公立学校 教員	盗用	平成29年7月25日	平成30年6月14日
2018-03	帝京大学文学部所属教員による研究活動上の不正行為(盗用)の認定について	社会情報学、情報社会論	帝京大学	帝京大学 文学部 講師	盗用	平成29年3月6日	平成30年7月13日
2018-04	静岡大学所属教員による研究活動上の不適切行為(二重投稿)の認定について	工学	静岡大学	静岡大学 学術院 融合・グローバル領域 准教授	二重投稿	平成29年11月22日	平成30年10月1日
2018-05	日本女子体育大学運動科学科所属教員による研究活動上の不正行為(盗用)の認定について	スポーツ・健康科学	日本女子体育大学	日本女子体育大学 運動科学科 准教授	盗用	平成29年11月18日	平成30年11月8日
2018-06	久留米大学法学部所属教員による研究活動上の不正行為(盗用)の認定について	法学	久留米大学	久留米大学 法学部 教授	盗用	平成30年4月27日	平成31年1月16日
2018-07	元大阪大学工学研究科教員による研究活動上の特定不正行為(ねつ造、改ざん)の認定について	地盤工学、地震工学	大阪大学	大阪大学 大学院工学研究科 元准教授	改ざん、盗用	平成29年9月27日、平成29年11月22日、平成29年12月12日、平成29年12月27日	平成31年3月14日
2018-08	京都大学理学研究科所属教員による研究活動上の不正行為(改ざん、盗用)について	地震地質学	京都大学	京都大学 理学研究科 教授	改ざん、盗用	平成29年8月21日	平成31年2月18日

参考:平成29年度(16件)、平成28年度(9件)、平成27年度(9件)

#

研究データ等の保管の必要性

■ 研究データ等の保存には、「研究者が研究を進める上での内在的な動機」と「公的活動としての研究に伴う責務」、という両面がある。論文等の形で発表した研究成果に対して、後日、万が一にも研究不正の疑念がもたれるようなことが生じた場合に研究者が自らその疑念を晴らすことができるよう研究に関わる資料等を適切に保存しておくことは、共同研究者や所属研究機関及び研究資金提供機関に対する責任でもある。

■ 資料等の保存は、それらを生み出した研究者自身が主たる責任を負う。研究室主宰者や研究機関は、研究倫理教育の一環として資料保存に関わる啓発を行うとともに資料保存の環境整備に努めなければならない。また、研究者の転出に際して、保存対象となるものの状況を確認し、後日必要となった場合の追跡可能性を担保しておくことが求められる。

出典：科学研究における健全性の向上について（平成27年3月6日：日本学術会議資料）

本学で定める研究データ等の保存期間

資料：原則として、当該論文等の成果発表後10年間。

（文書、実験ノート、数値データ、画像等の資料、アンケート調査資料など）

ただし、各学域等において各研究分野の特性に応じ、これと別の定めをすることができるものとするとともに、保存スペースの制約など止むを得ない事情がある場合は、合理的な説明ができる範囲で廃棄することができる。

試料及び装置等：原則として、当該論文等の成果発表後5年間。

（実験試料、標本等の試料、装置等）

ただし、保存が本質的に困難なもの（不安定物資や実験により消費されてしまう試料など）や保存に多大な経費がかかるものについてはこの限りではない。

※医療分野、社会調査、個人データ、倫理上の配慮を必要とするもの等、その扱いについて法律等で規定されているものはそれに従うものとする。

※特定の研究プロジェクトに関する成果物の取扱いについて、配分機関との間で別の取り決め等がある場合はそれに従うものとする。

香川大学における研究データの保存等に関する要項
（平成28年4月1日、平成28年10月1日改正）

研究活動に関する留意事項

(1) 軍事的安全保障研究に係る対応について

平成27年度から防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」による研究資金の募集が開始されましたが、本学は、日本学術会議の声明に沿い以下の原則にしたがって対応することとしています。
(平成30年2月教育研究評議会決定)

1. 軍事利用を目的とする研究は行わない。
2. 軍事利用を目的とする資金制度への応募及び資金の受入は行わない。

➡ **「安全保障技術研究推進制度」への応募は行わない**

(2) 安全保障輸出管理について

我が国をはじめとする主要国では、武器や軍事転用可能な貨物(装置、試料など)・技術が、国際社会の安全を脅かすような国家又はテロリスト等に渡ることを防ぐため、輸出管理に関する国際的な枠組み(国際輸出管理レジーム)を作り、国際社会と協調して輸出や技術提供の管理を行っています。

これらの安全保障輸出管理の取組を「外国為替及び外国貿易法(外為法)」に基づき実施し、規制の対象となる「貨物の輸出」や「非居住者に対する技術の提供(役務取引)」を行う場合には経済産業大臣の許可が必要となります。これを無許可で行うと刑事罰や行政制裁が科される場合があります。よって、香川大学における安全保障輸出管理体制の整備と適切な輸出管理の実施を図るため、「国立大学法人香川大学安全保障輸出管理規程」を制定し、平成28年11月1日から施行しました。

➡ **「事前確認シート＜外国出張・海外研修用＞」の提出**

(3) 生物多様性条約に基づく名古屋議定書の発効批准に伴う対応について

「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分(通称:ABS)に関する名古屋議定書」が締結され、平成29年8月20日より施行されています。

➡ **遺伝資源の取得手続き**

ABSの対象となる遺伝資源の取得をしようとする場合は、必ず事前に以下の手順に沿った手続きを行うものとする。

- ①カウンターパートとなる提供国側の研究者との共同研究の実施
- ②共同研究契約書の締結と相互合意条件(MAT: Mutually Agree Term)の設定
- ③提供国政府からの事前同意(PIC: Prior Informed Consent)の取得

海外での生物 サンプルの採取

生物サンプル採取に対しては各国の法令があり、事前の許可が必要です。採取前に遺伝研ABS対策チームにご相談ください。



海外の生物サンプルの 持ち込み

海外の生物はその国の財産です。生物サンプルを無断で国外に持ち出すと罪に問われる可能性があります。



外国人留学生による 生物サンプルの持ち込み

留学生や訪問研究員が自国の生物サンプルを、自ら日本に持ち込み、研究を行う場合も生物多様性条約の対象となります。



海外の生物サンプルの 購入や受け取り

海外の共同研究者から生物サンプルを送付された場合や、国内で購入した外国由来の商品も、生物多様性条約の対象になる可能性があります。



© ABS学術対策チーム

本学で実施する研究倫理研修

本学では、「国立大学法人 香川大学における公的研究費不正防止に関する 行動 指針」(平成27年3月1日決定, 平成29年10月1日一部改正)に基づき, 研究者等の意識向上のため, 以下の活動を実施しています。

▶ 『研究者共通教育』

全教職員に、一般財団法人公正研究推進協会(APRIN)が提供している「CITI Japan e-learning 教材」の受講を義務付け(5年間有効)

※重要

●更新用のコース(研究者基本コースVer.2、事務職員等向けコースVer.2)を作成しましたので、有効期限より前に受講いただいても問題ございません。ただし、修了済コースをもう一度受講していただいても、最初にコースを修了した日が修了日となりますので、ご注意ください。(令和2年2月28日更新)

他機関から異動された方等については、本学で必要な領域及び単元を全て受講している場合は、本学における研究者共通教育を受けたものとみなします。

▶ 『研究倫理研修会』

公正研究責任者等により、各学部教授会等において、研究倫理に係る研修会を実施

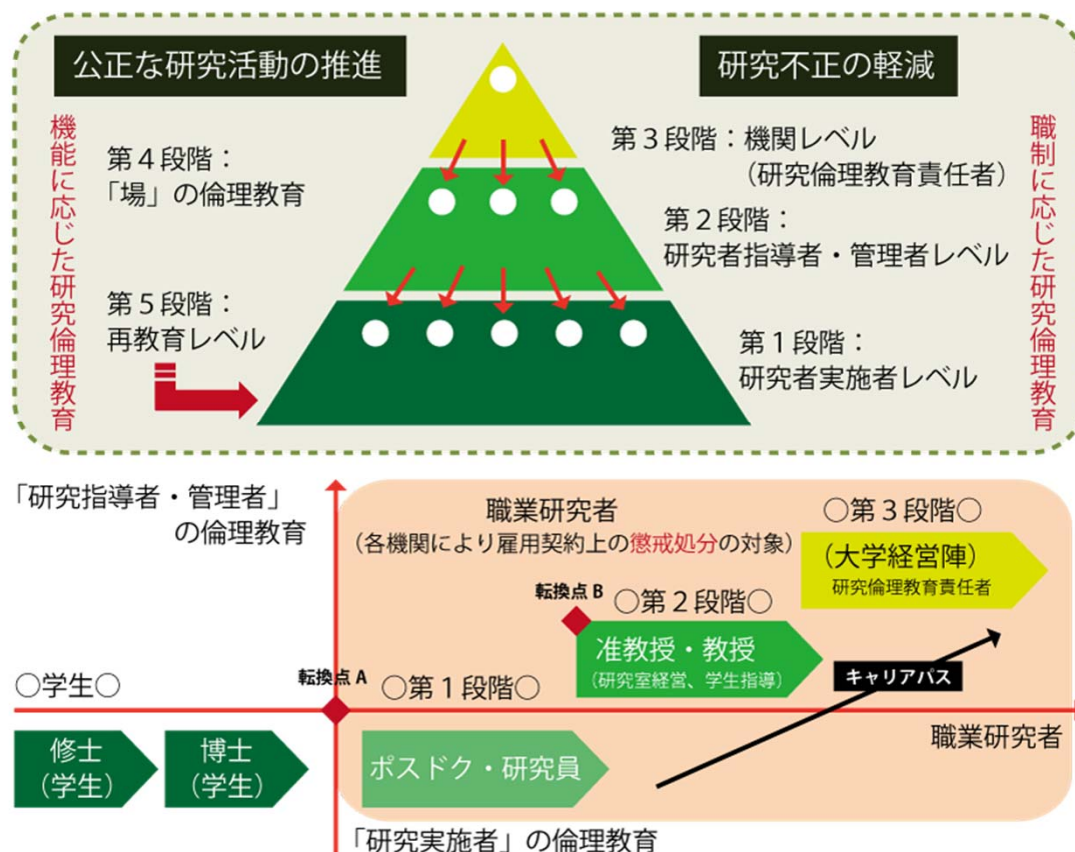
▶ 『分野別研究倫理教育』

各部局により、研究分野等の特性に応じた研究倫理研修を実施

研究倫理教育における研究室主宰者・研究機関の役割

個々の研究者が実践すべき、研究倫理・行動規範遵守、安全確保・事故防止、資料及び試料等の保存について、研究室主宰者及び研究機関の長は、研究活動の健全性が担保されるよう、それぞれの立場で適切な教育・指導と環境整備に努めなければならない。

出典：科学研究における健全性の向上について（平成27年3月6日：日本学術会議資料）



出典：「博士人材の研究公正力(2)：研究倫理教育の類型学」情報管理 Vol.60

本学で行われている学生向け研究倫理教育

- 〇学部学生については、全学共通科目(大学入門ゼミ)等で研究倫理の授業を実施
- 〇大学院生については、入学時のガイダンスで研究倫理教育を実施
- 〇大学院生については、平成31年度から、1単位の研究倫理の内容を盛り込んだ授業科目を全学的な共通科目とし、必修化
- 〇医学部、医学系研究科では講義にe-learning教材を活用

香川大学

公的研究費の不正使用防止及び研究活動の不正防止に関する取組み

<https://www.kagawa-u.ac.jp/information/approach/injustice/>

〔行動規範、不正防止に関する基本方針等〕

- ・香川大学行動規範
- ・香川大学コンプライアンスガイドライン
- ・国立大学法人香川大学における公的研究費の不正防止に関する基本方針・行動指針
- ・国立大学法人香川大学における公的研究費の不正防止計画

〔公的研究費の適正な運営・管理に係る規程等〕

- ・国立大学法人香川大学における公的研究費の運営及び管理に関する取扱規程
- ・公的研究費の不正防止に関する責任体系

香川大学 研究費使用ハンドブック

http://133.92.2.137/index.php/download_file/view_inline/42012/15570/

日本学術会議

科学者の行動規範概要(改定版)日本学術会議(平成25年1月)

<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-22-s168-1.pdf>

文部科学省

研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月)

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/__icsFiles/afieldfile/2014/08/26/1351568_02_1.pdf

経済産業省

安全保障貿易に係る機微技術管理(大学・研究機関向け)

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku.html>

国立遺伝学研究所ABS学術対策チーム

「遺伝資源の取得の機会、およびその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分(ABS)」解説

http://nig-chizai.sakura.ne.jp/abs_tft/

令和元年度研究倫理研修会

「公的研究費の不正使用防止について」

統括管理責任者

I. 公的研究費に係る不正事例・処分等

はじめに

- 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」では、競争的資金等の運営管理に関わる全ての構成員に、不正防止対策の理解や意識を高める内容として、**不正が発覚した場合の機関の懲戒処分、自らの弁償責任、配分機関における申請等資格制限、研究費の返還等の措置等について説明**することとしています。
- 研究機関におけるコンプライアンス教育等において、本事例を活用し、不正により研究者に重大な影響があることを改めて周知を図るなど、適正な公的研究費の運営管理に努めてください。

研究者に対する措置

公的研究費は、国民の貴重な税金を原資として成り立つため、**助成機関の使用ルールや、研究機関における使用ルール**により適切に管理されることが必要です。その**使用ルールの誤った理解により、思わぬ不正に繋がるケースが多く、注意が必要です**。そのためには、それぞれの使用ルールの確認などについて、日頃から**研究機関の事務担当者等に相談することが大切です**。

不正に関与した研究者に対する措置は、主に以下のような措置があります。

人事処分

【所属機関の懲戒規程等】

※懲戒の事例として、懲戒免職、停職、減給等があります

不正使用金額の返還

【補助金適化法又は委託契約条項】

※不正使用した当時から返還までの期日に応じた加算金等が加算されます

刑事処分

【刑法】

※悪質な不正使用事案の多くは詐欺罪を適用されています

競争的資金の

応募資格制限

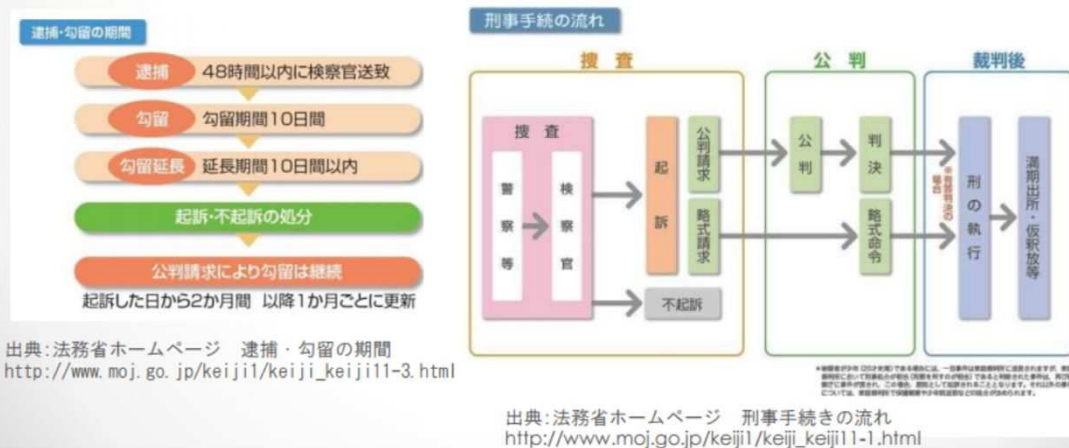
【関係府省申合せ】

※平成24年度の改正に留意(4頁を参照)してください

刑事処分

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」では、私的流用など、**行為の悪質性が高い場合には、刑事告発や民事訴訟があり得ること**など、法的な手続きに関しても内部規程上、明確に位置づけ、構成員に周知徹底することを求めています。

実際に私的流用により、刑事告訴、逮捕、拘留、起訴され、懲役刑の判決を受けている事例があります。



競争的資金の応募資格制限

平成24年度の「競争的資金の適正な執行に関する指針」の改正において、**特に悪質な不正使用の事案に対しては厳しく対処するとともに、不正使用の内容に応じて、応募資格を制限すること**としました。

平成25年度予算以降の事業（継続事業も含む）に適用

応募制限の対象者	不正使用の程度と応募制限期間	【参考】改正前の応募制限期間
不正使用を行った研究者と共謀者	私的流用の場合、10年	5年
	私的流用以外で ① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高い場合、5年 ② ①及び③以外の場合、2～4年 ③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低い場合、1年	2～4年
	不正受給を行った研究者と共謀者	5年
善管注意義務違反を行った研究者	不正使用を行った者の応募制限期間の半分 (上限2年、下限1年、端数切り捨て)	— (科研費は2年)

※ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合は、応募資格制限をせず、嚴重注意を通知する。

参考：内閣府HP：
<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin1.pdf>

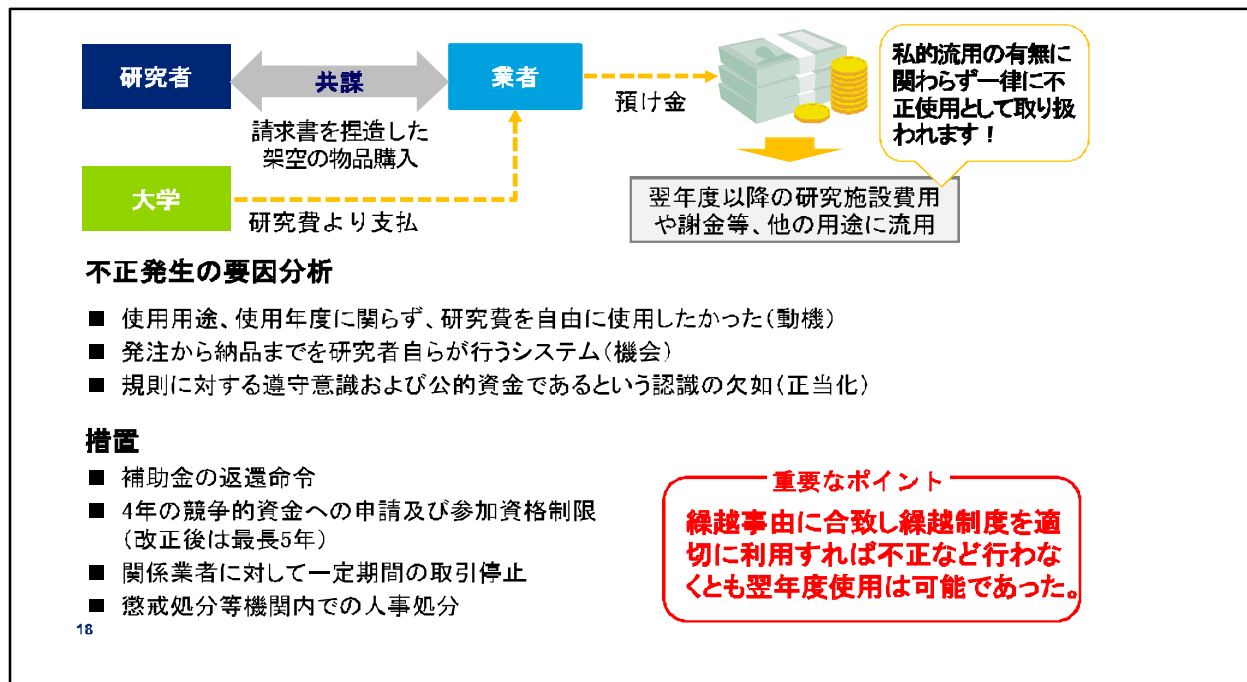
文部科学省ホームページ「研究機関におけるコンプライアンス教育用コンテンツ」より抜粋

不正使用事案の最近の事例 <文部科学省ホームページ等より>

研究機関名	不正が行われた年度	不正の種別	不正に支出された研究費の額	不正に関与した研究者数	最終報告書提出日	備 考
立教大学	平成27～30年度	カラ謝金、旅費の虚偽請求	906,810円	1名	令和元年6月28日	処分決定後に改めて公表
広島大学	平成28～29年度	謝金の架空請求（カラ謝金）	143,800円	1名	令和元年5月10日	出勤停止5日
大阪大学	平成16～30年度	通勤手当及び住居手当の不正受給、旅費の虚偽請求による不正使用	91,955,275円	1名	平成31年3月29日	懲戒解雇
北九州市立大学	平成25～29年度	カラ謝金、目的外使用	10,492,349円	1名	平成30年12月27日	懲戒解雇
首都大学東京	平成27～29年度	虚偽の申請による旅費の受給（重複受給含む）	439,732円	1名	平成30年12月10日	停職6月
沖縄県立看護大学	平成27～29年度	旅費の水増し請求	665,580円	1名	平成30年9月14日	退職
信州大学	平成24～29年度	カラ出張	2,835,742円	1名	平成30年9月12日	停職2月
久留米大学	平成15年度	架空請求（預け金）	300,183円	1名	平成30年3月30日	出勤停止20日
北里大学	平成18、22～23年度	品名替え	1,141,153円	2名	平成30年3月5日	口頭による厳重注意
京都大学	平成17～20年度	預け金	94,317,932円	1名	平成30年2月26日	懲戒解雇

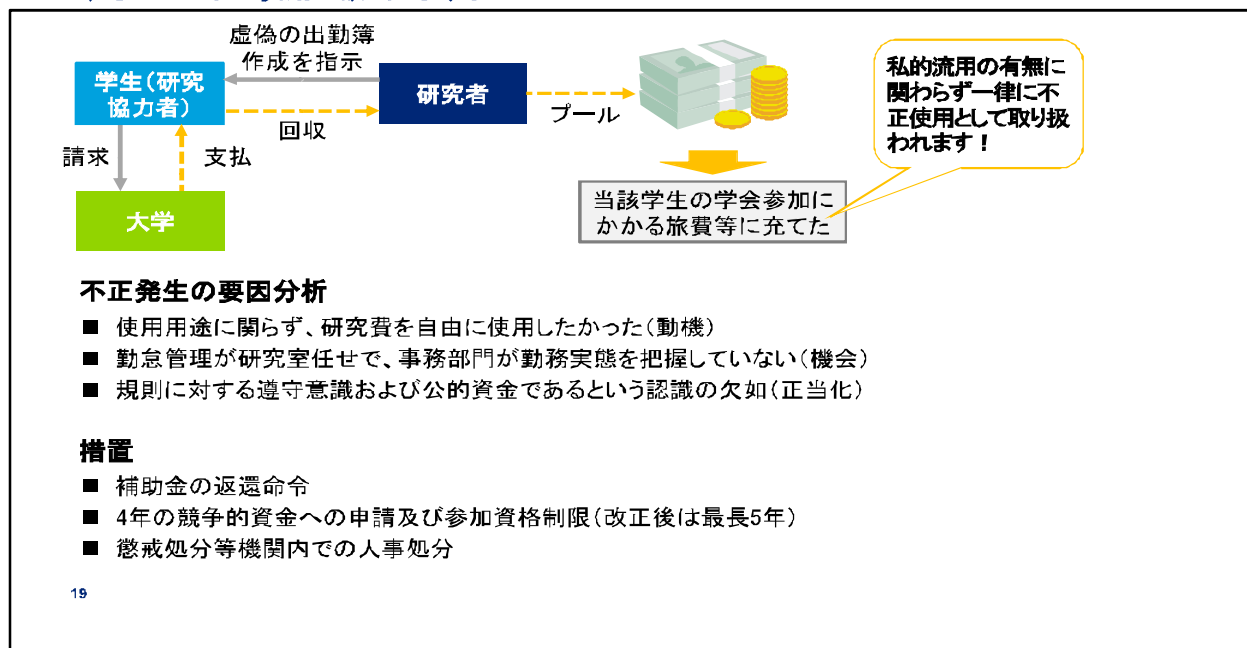
3-2. 事例紹介①架空発注と預け金による不正

架空発注により業者に預け金を行う行為は不正使用に該当します。



3-3. 事例紹介②架空人件費(謝金)による不正

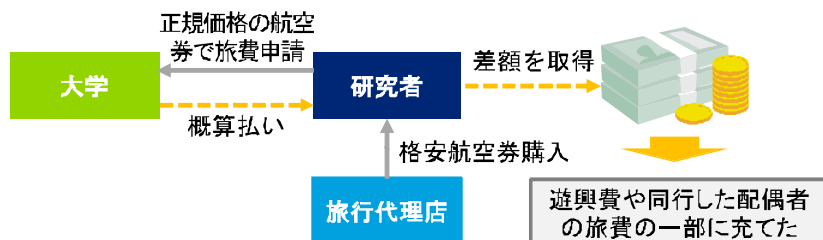
研究協力者に支払う給与について、実際より多い作業時間を出勤簿に記入して請求することは不正使用に該当します。



文部科学省ホームページ掲載「研究機関におけるコンプライアンス教育用コンテンツ」より抜粋

3-4. 事例紹介③架空旅費交通費による不正

実際に要した金額以上の経費を申請することは水増し請求であり不正使用に該当します。



不正発生の要因分析

- 研究費を私的目的で使用したかった(動機)
- 出張が申請どおりに行われたかどうかのチェック体制の不備(機会)
- 規則に対する遵守意識および公的資金であるという認識の欠如(正当化)

措置

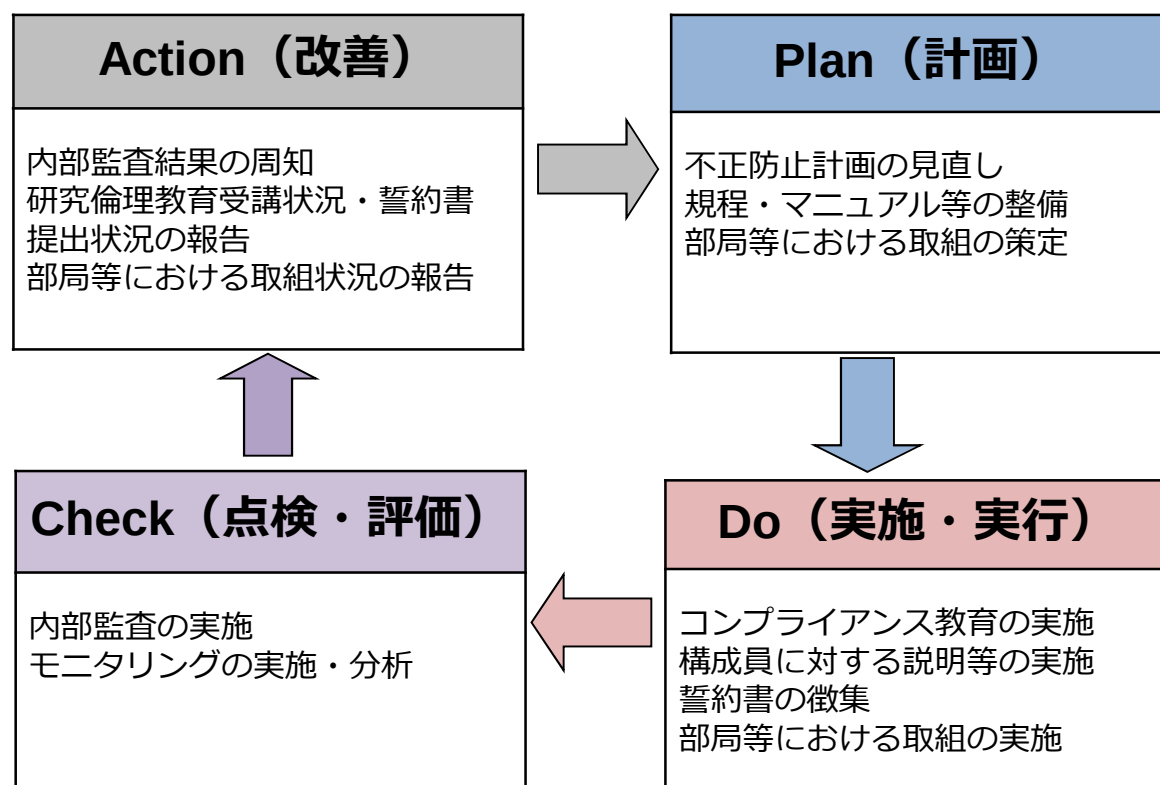
- 補助金の返還命令
- 5年の競争的資金への申請及び参加資格制限(改正後は10年)
- 懲戒処分等機関内での人事処分

20

文部科学省ホームページ掲載「研究機関におけるコンプライアンス教育用コンテンツ」より抜粋

Ⅱ. 不正防止の取組

本学では、下記のPDCAサイクルを有効に機能させて、研究費の不正使用等の防止に取り組んでいます。



- リスク・課題の把握および関係規程・体制等の改善のためには、研究者からのフィードバックが不可欠です。
- 不正防止のための新たな関係規程・体制等の運用には、研究者の理解と協力が不可欠です。

【関係資料等】

文部科学省ホームページ

研究機関における公的研究費の管理・監査

- ・「公的研究費に係る不正事例(研究機関におけるコンプライアンス教育用コンテンツ)」

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1368865.htm

- ・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に係るコンプライアンス教育用コンテンツ」

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1350200.htm

香川大学ホームページ

公的研究費の不正使用防止及び研究活動の不正防止に関する取組み

<https://www.kagawa-u.ac.jp/information/approach/injustice/>

公的研究費の不正使用防止及び研究活動の不正防止に関する取組み

香川大学では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正）、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン 」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）を受け、公的研究費の適正かつ効率的な執行・管理を行い、不正を防止するため、以下のような取組みを行っています。

公的研究費の管理・監査、不正防止に関する本学の姿勢、取組み

〔行動規範、不正防止に関する基本方針等〕

- ・香川大学行動規範 
- ・香川大学コンプライアンスガイドライン 
- ・国立大学法人香川大学における公的研究費の不正防止に関する基本方針・行動指針 （PDF：501KB）
- ・国立大学法人香川大学における公的研究費の不正防止計画 （PDF：231KB）

〔公的研究費の適正な運営・管理に係る規程等〕

- ・国立大学法人香川大学における公的研究費の運営及び管理に関する取扱規程 
- ・公的研究費の不正防止に関する責任体系 （PDF：73KB）

〔参考資料〕

- ・「STOP！研究不正－取引業者の皆様へ－」（リーフレット） （PDF：347KB）
- ・検収体制の整備について （PDF：784KB）
- ・冊子「国立大学法人香川大学における公的研究費の不正防止に関する基本方針・行動指針」 （PDF：1245KB）
（平成29年10月現在）（基本方針・行動指針と関係する学内ルールをまとめた冊子です）
- ・研究費使用ハンドブック（学内専用）

〔取引確認書〕

取引業者様に、取引確認書をご提出いただいております。詳しくは[こちら](#)

公的研究費相談窓口

公的研究費に関する事務処理手続き及び使用規則等に関する相談を受ける窓口として、公的研究費相談窓口を設置しています。公的研究費に関するルール等について、お気軽にお問い合わせください。

公的研究費相談窓口

〒760-8521 香川県高松市幸町1-1

学術室研究協力グループ

TEL 087-832-1314 FAX 087-832-1319

E-Mail kaken@jim.ao.kagawa-u.ac.jp

※メール送信の際は、○を@に換えてください。

不正行為申立て窓口

大学案内

大学概要

中期目標・中期計画、自己点検・評価

大学の取り組みとビジョン

香川大学改革構想 2018年4月-START-

教育改革

国際化の基本方針と重点戦略課題

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

香大生の夢チャレンジプロジェクト事業

ものっそ香大★チャレンジプログラム

経済学部学生チャレンジプロジェクト事業

環境に対する取り組み・環境報告書

教育研究水準の向上のための取り組み

大学の特色ある取り組み

公的研究費の不正使用防止及び研究活動の不正防止に関する取組み

多様な人材の確保及び育成

女性活躍推進法に基づく行動計画

学長室

大学案内・広報誌

その他の情報



香川大学 :: 公的研究費の不正使用防止及び研究活動の不正防止に関する取組み

公的研究費の不正使用及び研究活動の不正行為に係る申立てや情報提供等に対応するための通報窓口として、「不正行為申立て窓口」を設置しています。不正行為に係る調査は、香川大学公正研究責任者及び公正研究委員会が行います。

不正行為申立て窓口

〒760-8521 香川県高松市幸町1-1

経営管理室総務グループ（香川大学コンプライアンス相談窓口）

メール相談受付フォーム 

TEL 087-832-1199 FAX 087-832-1053

（電話受付時間 平日9:00～12:00、13:00～17:00）

〔不正行為とは〕

- (1) 研究費の不正使用（私的流用、不正受給、目的外使用又は不正経理等）
- (2) 研究の申請、実施、報告又は審査における捏造、改ざん又は盗用
- (3) 前各号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害

〔留意事項〕

- (1) メールによる申立ては、香川大学コンプライアンス相談窓口のメール相談受付フォームをご利用ください。電話、郵送、FAX及び口頭による申立ては、専用申立書(word:23KB)をご利用ください。
- (2) 匿名での申立てはできません。
- (3) 申立ては、原則として当該申立てに係る事実の発生の日から起算して、5年以内に行わなければなりません。
- (4) 申立者は、当該申立てを行ったことを理由として、人事、給与その他の身分及び勤務条件等に関し、不利益な取扱いを受けることはありません。
- (5) 調査の結果、申立てが悪意に基づく虚偽のものと判明したときは、申立者の氏名の公表や法人規則等に基づく懲戒処分、告訴又は告発等の措置を講じることがあります。

〔申立者・被申立者の保護〕

- (1) 不正行為に係る申立てを行ったこと、予備調査、本調査、再調査に協力したこと等を理由として、不利益な取扱いを受けることはありません。ただし、調査の結果、悪意をもった虚偽の申立て及びその他不正を目的とする申立てであることが認定された場合は、厳正な措置を行います。
- (2) 関係者の名誉、プライバシーその他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らさないよう、関係者の秘密保持を徹底します。

調査・懲戒処分・取引停止について

〔不正行為の告発、調査に係る規程等〕

- ・香川大学における研究上の不正行為に関する取扱規程 
- ・香川大学公正研究責任者及び公正研究委員会に関する規程 
- ・香川大学における研究上の不正行為の申立てに関する細則 
- ・香川大学における研究上の不正行為の予備調査に関する細則 
- ・香川大学における研究上の不正行為の本調査に関する細則 
- ・研究上の不正行為の申立てから認定までの流れ（イメージ図） （PDF：43KB）

〔懲戒処分に係る規則等〕

- ・国立大学法人香川大学職員就業規則 
- ・国立大学法人香川大学職員懲戒規程 

〔不正な取引に関与した取引業者に対する措置〕

- ・国立大学法人香川大学における建設工事及び物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領 （PDF：99KB）



PDF書類を開くためには、「Adobe Acrobat Reader」のソフトが必要です。
お持ちでない場合はこのボタンをクリックしてください。ダウンロードサイトにジャンプします。

[このページの先頭へ](#)

